

第4章 下水道の経営と維持管理

第4章 下水道の経営と維持管理

4-1 地方公営企業と会計方式

下水道事業は、地方財政法第6条により、その経理は特別会計の設置と適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則が定められています。

また、事業活動のために必要となる収入を利用者からの使用料等によっていることから、地方公共団体が経営する公営企業により事業が進められています。

地方公営企業法の適用される事業については同法第2条により定められていますが、下水道事業は該当していません。しかしながら、経営状況を明確化するため、条例で定めるところによりこの法律を適用することができます。

こうした中、平成27年1月、総務省から人口3万人以上の団体について、平成27年度から31年度までの集中取組み期間内に、また、平成31年1月には人口3万人未満の団体についても、令和5（平成35）年度までの拡大集中取組み期間内に、地方公営企業法を適用するよう要請があったことから、現在、全団体において適用済みとなっています。

○地方公営企業法適用企業と非適用企業

（令和7年4月1日現在）

		地方公営企業法適用企業		地方公営企業法非適用企業
		全部（当然）適用	一部適用 （財務規定等の当然適用）	
対象		水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業	病院事業	左記以外の事業
概要		地方公営企業法の規定のすべてが当然に適用される企業	地方公営企業法の規定のうち、財務規定等のみが当然に適用される企業	地方公営企業法の規定を適用していない企業 ※任意で適用可能
組織		管理者を設置し、管理者を中心に一般の行政組織から独立した経営組織による企業経営が可能	一般の行政組織と同様の位置づけにより企業を経営	
財務	根拠	地方公営企業法		地方財政法
	会計方式等	発生主義方式： 企業会計方式、複式簿記 収益的収支・資本的収支に区分： 貸借対照表・減価償却義務付け		現金主義方式： 官庁会計方式、官庁簿記 歳入歳出予算： 貸借対照表、減価償却不要
公共下水道における適用		静岡市、浜松市、沼津市 熱海市、富士市、三島市 裾野市、長泉町、磐田市 御殿場市、伊豆市、御前崎市 函南町、富士宮市、島田市 掛川市、藤枝市、袋井市 伊豆の国市、吉田町、下田市 南伊豆町、小山町、森町	湖西市、菊川市、焼津市 清水町、伊東市	なし

4-2 公共下水道の維持管理

各団体の維持管理状況（令和5年度実績）

	管渠延長 (km)	ポンプ場数	処理場数	年間総処理水量 (千m ³)	年間総有収水量 (千m ³)	職員数 (人)
静岡市	2,526	16	7	144,558	62,605	212
浜松市	3,631	25	10	94,060	72,054	111
沼津市	577	4	5	26,047	13,364	36
熱海市	129	2	1	※ 6,413	6,581	7
三島市	343	3	1	12,508	9,630	24
富士宮市	334	1	1	9,608	6,904	20
伊東市	141	2	2	10,180	4,794	12
島田市	72	0	1	1,103	1,079	12
富士市	971	0	2	26,208	20,009	55
磐田市	959	6	2	14,869	14,351	19
焼津市	196	1	1	4,011	3,261	13
掛川市	296	1	3	4,079	3,881	14
藤枝市	361	5	1	7,809	6,644	17
御殿場市	153	1	1	3,462	2,895	8
袋井市	258	0	2	4,095	3,599	12
下田市	79	3	1	1,234	960	5
裾野市	111	0	0	2,077	1,834	7
湖西市	161	0	2	2,366	2,255	10
伊豆市	152	3	0	3,936	2,504	5
御前崎市	118	0	2	1,529	1,529	4
菊川市	91	0	1	1,253	1,132	9
伊豆の国市	170	1	0	6,642	5,466	6
南伊豆町	29	1	1	380	327	2
函南町	114	0	0	3,437	2,693	7
清水町	115	2	0	2,528	2,396	6
長泉町	110	0	0	3,254	3,218	4
小山町	23	0	1	546	570	1
吉田町	81	0	1	889	847	6
(法非適用) 森町	46	0	1	481	401	4

「令和5年度市町財政の状況(静岡県総務部市町行財政課)」より

※ 湯河原町浄水センターでの処理水量(泉処理区分)は、年間総処理水量に含まれていない。

(参考) 合計	12,347	77	50	399,566	257,782	648
---------	--------	----	----	---------	---------	-----

処理場の維持管理状況（令和5年度実績）

処理場名	市町村名	供用開始年月	処理方法	流入水質					放流水質					備考
				BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	
高松浄化センター	静岡市	S35.11	標準活性汚泥法	52.4	25.3	40.0	7.6	0.68	0.9	2.3	2.0	3.9	0.35	合流式
清水南部浄化センター	静岡市	S47.4	標準活性汚泥法	149.0	60.8	66.0	29.0	2.60	1.0	7.3	2.0	10.0	0.49	一部合流式
城北浄化センター	静岡市	S52.4	標準活性汚泥法	114.0	57.3	61.0	20.0	20.00	1.1	3.7	1.0	6.8	0.44	一部合流式
清水北部浄化センター	静岡市	S56.11	標準活性汚泥法	115.0	67.5	104.0	21.0	2.40	1.0	5.0	1.0	7.7	0.81	一部合流式
中島浄化センター	静岡市	S60.10	標準活性汚泥法	268.0	127.0	152.0	34.0	5.70	2.4	9.1	3.0	12.0	3.40	
長田浄化センター	静岡市	H14.6	標準活性汚泥法	205.0	99.7	122.0	29.0	3.20	2.1	6.0	1.0	7.3	0.12	
静清浄化センター	静岡市	H9.6	標準活性汚泥法	246.0	122.0	233.0	46.0	4.60	2.1	10.0	2.0	18.0	0.41	
中部浄化センター	浜松市	S41.10	標準活性汚泥法	130.0	57.0	47.0	24.0	5.10	4.3	8.0	3.0	9.9	0.90	
西遠浄化センター	浜松市	S61.10	標準活性汚泥法	190.0	110.0	190.0	42.0	6.60	6.9	9.7	2.0	21.0	2.00	一部特環
館山寺浄化センター	浜松市	S62.7	凝集剤併用型嫌気-硝化内生脱窒法	140.0	100.0	140.0	34.0	3.70		4.5		1.2	0.50	
井谷浄化センター	浜松市	H8.10	凝集剤併用担体添加型硝化脱窒法	200.0	110.0	170.0	37.0	4.50		4.4	1.0	4.4	0.10	一部特環
総江浄化センター	浜松市	H11.1	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法	180.0	96.0	120.0	40.0	4.00		5.0		3.8	0.20	
三ヶ日浄化センター	浜松市	H18.10	凝集剤併用型高度処理オキシデーションディッチ法	170.0	110.0	100.0	44.0	6.20		9.2	2.0	1.4	0.50	
湖東浄化センター	浜松市	S57.9	凝集剤併用型消泡内生脱窒法	120.0	94.0	120.0	23.0	2.70		3.9		2.5	0.60	特環
蒲川浄化センター	浜松市	H8.4	オキシデーションディッチ法	160.0	99.0	130.0	24.0	3.10		5.0		1.8	1.20	特環
気田浄化センター	浜松市	H12.11	オキシデーションディッチ法	140.0	74.0	120.0	37.0	3.70		4.5	1.0	0.4	1.40	特環
佐久間浄化センター	浜松市	H14.11	オキシデーションディッチ法	180.0	110.0	170.0	34.0	4.00		5.1		1.4	1.60	特環
城西浄化センター	浜松市	H20.3	膜分離活性汚泥法	100.0	65.0	120.0	27.0	2.90	1.4	4.9	2.0	6.7	2.00	特環
中部浄化プラント	沼津市	S53.11	標準活性汚泥法	91.8	32.6				3.8	4.6	4.0	4.3	0.61	一部合流式
重須浄化センター	沼津市	S61.3	長時間エアレーション法	88.1	56.1				1.6	5.0	3.0	9.2	1.23	
南部浄化センター	沼津市	H16.3	標準活性汚泥法	196.0	114.0				4.2	9.6	2.0	13.3	0.34	一部特環
久連浄化センター	沼津市	S54.4	長時間エアレーション法	81.9	55.9				1.0	3.5	1.0	9.1	1.28	特環
戸田浄化センター	沼津市	H20.3	膜分離活性汚泥法	132.0	88.0				0.5	4.4	1.0	5.1	0.20	特環
熱海市浄水管理センター	熱海市	S60.7	標準活性汚泥法	112.0	83.0	123.0			1.1	4.8	2.0			
三島終末処理場	三島市	S51.11	標準活性汚泥法	222.0	102.0	170.0	41.9	5.10	1.7	4.9	1.0	6.2	0.50	
星山浄化センター	富士宮市	S57.4	標準活性汚泥法	122.0	73.0	131.0	20.3	2.20	4.5	7.6	2.0	7.7	1.50	
堀川終末処理場	伊東市	S49.8	標準活性汚泥法	83.5	47.9	90.0	22.5	2.95	1.2	3.0	0.0	5.4	0.83	一部合流式
かわせみ浄化センター	伊東市	H18.3	オキシデーションディッチ法	226.9	144.6	202.0	30.0	3.00	1.1	5.7	0.0	1.1	1.80	特環
島田浄化センター	島田市	H7.4	標準活性汚泥法	197.5	108.0	95.0			4.8	9.8	2.0	25.4	0.85	
西部浄化センター	富士市	S55.4	標準活性汚泥法	179.0	124.0	164.0			0.6	8.9	2.0	18.6	0.52	
東部浄化センター	富士市	H2.4	標準活性汚泥法	174.0	126.0	194.0			0.6	9.6	1.0	20.2	0.35	
磐南浄化センター	磐田市	H2.6	標準活性汚泥法	214.0	151.0	190.0	31.6	4.10	5.6	14.6	2.0	15.3	1.90	一部特環
豊岡クリーンセンター	磐田市	H13.3	オキシデーションディッチ法	188.0	110.0	148.0	46.0	4.50	1.4	5.3	2.0	1.7	1.60	特環
汐入下水処理場	焼津市	S55.7	標準活性汚泥法	214.0	88.0	214.0	38.4	9.90	1.7	7.7	3.0	12.9	1.10	
掛川浄化センター	掛川市	H13.3	標準活性汚泥法	237.5	136.7	185.0	36.5	3.40	1.8	8.5	2.0	19.2	2.00	
大東浄化センター	掛川市	H13.4	オキシデーションディッチ法	214.0	154.0	234.0	41.5	4.52	0.8	6.3	1.0	2.2	2.00	
大須賀浄化センター	掛川市	H17.4	オキシデーションディッチ法	191.7	144.0	190.0	37.0	4.00	1.2	5.8	1.0	2.1	1.80	
藤枝市浄化センター	藤枝市	S60.12	標準活性汚泥法	189.0	123.0				1.9	8.4	2.0	20.8	0.22	
御殿場浄化センター	御殿場市	H6.3	標準活性汚泥法	242.0	146.0	220.0	43.3	5.10	1.6	7.9	3.0	7.4	1.10	
袋井浄化センター	袋井市	H11.4	標準活性汚泥法	162.1	91.9	104.0			1.8	11.3	4.0	22.1	1.15	一部特環
アクアパークあさば	袋井市	H14.4	標準活性汚泥法	179.9	97.4	115.0			1.5	11.5	5.0	21.3	1.27	一部特環
下田浄化センター	下田市	H4.5	標準活性汚泥法	104.4	49.9	57.0	18.9	1.20	5.4	13.3	5.0	16.7	1.50	
湖西浄化センター	湖西市	H13.3	循環式硝化脱窒法	158.3	116.4	171.0	27.4	3.50	0.7	6.2		5.6	0.09	一部特環
新居浄化センター	湖西市	H13.3	凝集剤併用型硝化内生脱窒法	219.0	129.0	172.0	46.6	5.00	0.4	5.2		3.4	0.09	一部特環
土肥浄化センター	伊豆市	S61.4	標準活性汚泥法	83.6	84.8	65.0			2.3	3.6	2.0	4.1	0.58	特環
湖ヶ島クリーンセンター	伊豆市	H8.4	回分式活性汚泥法	156.5	49.6	106.0			2.0	6.8	3.0	5.6	2.23	特環
白岩浄化センター	伊豆市	H11.4	オキシデーションディッチ法	143.8		140.0			3.3	6.9	6.0	4.1	2.03	特環
池新田浄化センター	御前崎市	H7.7	オキシデーションディッチ法	228.0	147.0	244.0	30.0	3.40	1.5	5.0	2.0	2.2	1.95	一部特環
高松浄化センター	御前崎市	H11.4	オキシデーションディッチ法	143.0	106.0	185.0	30.0	2.60	1.2	7.0	3.0	20.0	2.20	特環
菊川浄化センター	菊川市	H17.3	酸素活性汚泥法	199.0					5.4	16.0	6.0			一部特環
南伊豆クリーンセンター	南伊豆町	H13.4	嫌気好気ろ床法	133.0		121.0			3.3	8.8	1.0	6.8	0.10	
須走浄化センター	小山町	H11.4	オキシデーションディッチ法	198.0	110.0	186.0			1.1	5.4	1.0	6.0	2.90	
吉田浄化センター	吉田町	H7.3	標準活性汚泥法	103.3	127.2	299.0			3.1	11.7	5.0	11.0	1.00	
森町浄化センター	森町	H21.3	嫌気好気ろ床法	219.0	148.0	248.0	39.0	4.10	2.9	12.5	3.0	38.0	3.90	

「令和5年度版下水道統計」参照により記載

公共下水道の費用構成（令和5年度実績）

市町名	維持管理費	資本費	費用総合計				繰入金	
				うち汚水処理費	うち雨水処理費	その他	基準額	実績入額
静岡市	7,103,501	13,536,128	20,639,629	9,426,380	5,883,785	5,329,464	8,171,687	7,838,019
浜松市	3,403,675	14,283,030	17,686,705	8,762,282	1,715,826	7,208,597	3,743,297	5,495,714
沼津市	1,712,115	3,005,909	4,718,024	2,639,768	337,680	1,740,576	1,824,583	2,325,779
熱海市	534,012	955,351	1,489,363	1,086,774	0	402,589	12,159	568,831
三島市	886,914	1,313,156	2,200,070	1,444,533	0	755,537	654,325	1,055,766
富士宮市	561,962	1,231,680	1,793,642	1,035,572	167,036	591,034	381,001	912,151
伊東市	579,206	978,679	1,557,885	655,217	317,349	585,319	573,222	1,207,000
島田市	258,243	381,552	639,795	368,470	16,623	254,702	142,347	551,034
富士市	1,750,102	3,123,198	4,873,300	3,009,504	7,078	1,856,718	1,091,300	1,813,167
磐田市	1,633,484	4,041,451	5,674,935	2,185,768	593,495	2,895,672	2,128,631	2,567,501
焼津市	435,101	1,370,482	1,805,583	514,390	209,253	1,081,940	1,040,754	1,301,577
掛川市	538,342	1,202,832	1,741,174	594,417	9,221	1,137,536	674,851	1,163,434
藤枝市	493,656	1,592,385	2,086,041	996,600	37,034	1,052,407	926,908	1,322,000
御殿場市	386,269	699,584	1,085,853	434,312	0	651,541	422,612	578,970
袋井市	489,735	989,475	1,479,210	539,880	0	939,330	478,994	887,362
下田市	201,360	508,431	709,791	201,360	0	508,431	514,435	514,435
裾野市	246,456	463,476	709,932	275,131	0	434,801	253,129	458,853
湖西市	406,340	784,082	1,190,422	374,597	0	815,825	538,874	614,314
伊豆市	423,182	692,707	1,115,889	483,901	0	631,988	433,665	651,973
御前崎市	211,139	391,671	602,810	229,350	0	373,460	101,421	255,337
菊川市	190,962	387,853	578,815	190,962	0	387,853	230,785	280,833
伊豆の国市	677,846	608,482	1,286,328	809,973	85,210	391,145	98,440	374,893
南伊豆町	60,197	142,592	202,789	60,197	0	142,592	56,765	179,362
函南町	305,752	544,604	850,356	403,955	0	446,401	358,485	361,689
清水町	325,031	581,603	906,634	359,404	2,619	544,611	377,926	500,000
長泉町	404,943	360,202	765,145	482,760	0	282,385	307,275	550,000
小山町	95,212	130,757	225,969	99,356	0	126,613	48,885	123,951
吉田町	223,399	484,133	707,532	216,567	0	490,965	484,190	537,100
(法非適用) 森町	79,897	176,835	256,732	79,897	0	176,835	176,835	184,651

単位：千円、「令和5年度市町財政の状況(静岡県総務部市町行財政課)」より算出

○財務分析(令和5年度決算)

ア 企業会計方式

市町名	下水道使用料 (千円)	料金収入比(%)			支出決算 規模 (千円)	企業債 現在高 (千円)
		職員給与費	減価償却費	企業債元金 償還金		
静岡市	9,425,623	10.8	123.1	111.3	28,570,185	135,257,919
浜松市	9,493,359	4.1	130.5	128.4	24,507,868	127,439,726
沼津市	1,773,805	9.9	141.7	151.5	7,359,062	35,376,745
熱海市	1,106,581	4.9	78.0	59.3	2,033,701	4,870,514
三島市	987,187	9.0	112.9	139.7	3,076,592	15,569,752
富士宮市	727,276	10.2	155.1	91.4	2,274,899	6,949,023
伊東市	338,321	7.8	244.7	247.2	1,914,485	10,523,285
島田市	137,803	48.0	248.7	233.1	1,032,883	2,915,172
富士市	2,775,472	10.9	99.2	75.3	6,833,046	23,402,435
磐田市	1,880,479	5.1	193.2	116.5	6,497,637	24,947,777
焼津市	414,639	13.4	299.9	292.9	2,444,089	9,857,152
掛川市	561,378	11.6	174.3	191.9	3,072,163	14,850,214
藤枝市	792,307	10.0	186.1	186.8	2,672,930	12,828,975
御殿場市	405,864	10.8	144.6	173.1	1,788,276	8,592,221
袋井市	447,256	13.7	183.6	219.9	2,978,425	12,757,426
下田市	129,839	10.0	352.2	298.8	882,078	4,099,887
裾野市	236,484	17.3	165.6	167.5	843,490	4,697,706
湖西市	326,299	13.6	197.4	230.3	2,017,281	9,535,258
伊豆市	308,464	12.5	207.3	119.1	1,213,188	3,341,555
御前崎市	169,685	7.9	214.4	151.0	557,091	1,333,504
菊川市	145,280	22.1	220.8	166.8	1,054,696	4,771,307
伊豆の国市	621,056	7.4	90.8	43.8	1,863,752	3,708,536
南伊豆町	38,605	18.0	337.0	281.3	226,018	923,948
函南町	301,272	8.0	164.5	87.7	1,153,457	3,940,167
清水町	316,376	6.4	159.0	143.4	1,549,864	6,844,573
長泉町	283,094	3.8	115.2	73.9	923,209	2,258,892
小山町	83,291	7.1	146.9	110.4	230,917	507,044
吉田町	83,585	22.4	489.1	429.9	1,189,226	4,663,640

イ 官庁会計方式

市町名	下水道使用料 (千円)	料金収入比(%)		支出決算 規模 (千円)	地方債 現在高 (千円)
		職員給与費	地方債元金 償還金		
森町	49,549	36.4	263.3	969,319	4,376,160

「令和5年度市町財政の状況(静岡県総務部市町行財政課)」より算出

4-3 下水道の経営状況（令和5年度実績）

市町名	水洗化率 (R5末) (戸数割合) (%)	処理区域内 人口密度 (人/ha)	使用料 単価 (円/m ³)	汚水処理原価		使用料 回収率 (%)	処理人口1人あたり		
				維持管理費 (円/m ³)	資本費 (円/m ³)		維持管理費 (円/人)	資本費 (円/人)	管理運営費 (円/人)
静岡市	91.8	65.9	150.6	81.4	69.1	100.0	11,903	22,682	34,585
浜松市	97.0	45.1	131.8	34.1	87.5	108.3	5,298	22,233	27,531
沼津市	88.0	55.1	132.7	108.0	89.5	67.2	14,606	25,642	40,248
熱海市	88.7	29.3	168.1	79.5	85.6	101.8	23,104	41,334	64,438
三島市	92.7	66.0	102.5	89.6	60.4	68.3	9,848	14,580	24,428
富士宮市	86.6	46.1	105.3	72.2	77.8	70.2	8,091	17,734	25,825
伊東市	78.3	40.8	70.6	58.0	78.7	51.6	23,608	39,891	63,499
島田市	77.9	49.0	127.7	227.5	114.0	37.4	22,048	32,575	54,623
富士市	91.6	44.6	138.7	84.4	66.0	92.2	8,886	15,859	24,745
磐田市	92.8	42.9	131.0	98.1	54.2	86.0	11,186	27,675	38,861
焼津市	89.9	51.8	127.2	114.0	43.7	80.6	15,272	48,104	63,376
掛川市	83.4	35.8	144.7	138.7	14.4	94.4	12,928	28,885	41,813
藤枝市	90.0	55.2	119.3	71.9	78.1	79.5	8,015	25,854	33,869
御殿場市	88.6	52.6	140.2	129.1	20.9	93.5	11,564	20,944	32,508
袋井市	89.3	41.4	124.3	134.1	15.9	82.8	11,598	23,434	35,032
下田市	61.6	29.2	135.3	209.8	0.0	64.5	23,877	60,291	84,168
裾野市	95.2	57.3	128.9	134.4	15.6	86.0	10,432	19,619	30,051
湖西市	81.7	43.8	144.7	166.1	0.0	87.1	15,385	30,554	45,939
伊豆市	85.8	24.4	123.2	169.0	24.2	63.7	27,637	45,240	72,877
御前崎市	89.9	17.5	111.0	136.7	13.3	74.0	15,948	29,585	45,533
菊川市	90.0	40.3	128.3	168.6	0.0	76.1	13,340	27,096	40,436
伊豆の国市	90.3	39.2	113.6	113.4	34.8	76.7	21,147	18,983	40,130
南伊豆町	58.0	17.9	118.0	184.0	0.0	64.1	28,328	67,102	95,430
函南町	90.8	55.2	111.9	113.5	36.5	74.6	11,075	19,727	30,802
清水町	88.1	57.3	132.0	103.1	46.9	88.0	12,982	23,230	36,212
長泉町	94.3	69.8	88.0	125.8	24.2	58.6	11,574	10,295	21,869
小山町	91.3	18.9	146.2	167.1	7.3	83.8	24,951	34,265	59,216
吉田町	73.2	30.7	98.7	255.6	0.0	38.6	19,227	41,667	60,894
森町	57.1	27.7	123.7	199.4	0.0	62.0	13,983	30,947	44,930

「令和5年度市町財政の状況(静岡県総務部市町行財政課)」より算出（水洗化率を除く）

市町名	管路延長1kmあたり			職員1人当たり		
	処理人口 (人/km)	維持管理費 (千円/km)	処理面積 ha/km	処理人口 (人)	管路延長 km/人	処理面積 ha/人
静岡市	236	2,812	3.6	2,815	11.9	42.7
浜松市	177	937	3.9	5,788	32.7	128.2
沼津市	203	2,967	3.7	3,256	16.0	59.1
熱海市	179	4,140	6.1	3,302	18.4	112.9
三島市	263	2,586	4.0	3,753	14.3	56.9
富士宮市	208	1,683	4.5	3,473	16.7	75.4
伊東市	174	4,108	4.3	2,045	11.8	50.1
島田市	163	3,587	3.3	976	6.0	19.9
富士市	203	1,802	4.5	3,581	17.7	80.3
磐田市	152	1,703	3.5	7,686	50.5	179.1
焼津市	145	2,220	2.8	2,192	15.1	42.3
掛川市	141	1,819	3.9	2,974	21.1	83.1
藤枝市	171	1,367	3.1	3,623	21.2	65.6
御殿場市	218	2,525	4.2	4,175	19.1	79.4
袋井市	164	1,898	3.9	3,519	21.5	84.9
下田市	107	2,549	3.7	1,687	15.8	57.8
裾野市	213	2,220	3.7	3,375	15.9	58.9
湖西市	159	2,524	3.6	2,566	16.1	58.6
伊豆市	101	2,784	4.1	3,062	30.4	125.4
御前崎市	112	1,789	6.4	3,310	29.5	189.0
菊川市	157	2,098	3.9	1,590	10.1	39.4
伊豆の国市	189	3,987	4.8	5,342	28.3	136.2
南伊豆町	73	2,076	4.1	1,063	14.5	59.5
函南町	242	2,682	4.4	3,944	16.3	71.4
清水町	218	2,826	3.8	4,173	19.2	72.8
長泉町	318	3,681	4.6	8,747	27.5	125.3
小山町	166	4,140	8.8	3,816	23.0	202.0
吉田町	143	2,758	4.7	1,937	13.5	63.2
森町	124	1,737	4.5	1,429	11.5	51.5

「令和5年度市町財政の状況(静岡県総務部市町行財政課)」より算出

〈指標の算出〉

水洗化率 (%)	=	$\frac{\text{現在下水道接続済戸数}}{\text{現在処理区域内戸数}} \times 100$
処理区域内人口密度 (人/ha)	=	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{現在処理区域内面積}}$
使用料単価(円/m ³)	=	$\frac{\text{使用料収入}}{\text{年間有収水量}}$
汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³)	=	$\frac{\text{汚水処理費(維持管理費)} ※1}{\text{年間有収水量}}$
汚水処理原価(資本費)(円/m ³)	=	$\frac{\text{汚水処理費(資本費)} ※2}{\text{年間有収水量}}$
使用料回収率 (%)	=	$\frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$
処理人口1人あたり維持管理費(円/人)	=	$\frac{\text{維持管理費}}{\text{現在処理区域内人口}}$
処理人口1人あたり資本費(円/人)	=	$\frac{\text{資本費}}{\text{現在処理区域内人口}}$
処理人口1人あたり管理運営費(円/人)	=	$\frac{\text{管理運営費}}{\text{現在処理区域内人口}}$
管路延長1kmあたり処理人口(人/km)	=	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{管路延長}}$
管路延長1kmあたり維持管理費(円/km)	=	$\frac{\text{維持管理費}}{\text{管路延長}}$
管路延長1kmあたり処理面積(ha/km)	=	$\frac{\text{現在処理区域内面積}}{\text{管路延長}}$
職員1人あたり処理人口(人)	=	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{職員数}}$
職員1人あたり管路延長(km/人)	=	$\frac{\text{管路延長}}{\text{職員数}}$
職員1人あたり処理面積(ha/人)	=	$\frac{\text{現在処理区域内面積}}{\text{職員数}}$

※1 汚水に係る管渠費+ポンプ場費+処理場費+その他

※2 【法適用】 汚水に係る企業債利息+減価償却費
 【法非適用】 汚水に係る地方債等利息+地方債償還金

4-4 下水道使用料等の状況

下水道の使用料金については、様々な考え方がありますが、一般的に下水道の維持管理に係る費用負担は、下水道の都市基盤施設やナショナルミニマムとしての基本的性格を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担することとされています。

○下水道の使用料（令和7年1月1日現在）

市町名	使用料体系	検針時期 徴収時期	現行料金 実施年月日	基本料金		(m ³ 以上) - (m ³ 以下) 超過料金		
				m ³	円/月			
静岡市	従量	隔月	R1.10.1		1,017.5	1 - 10	11 - 20	21 - 30
	累進	隔月				38.5	137.5	159.5
浜松市	従量	隔月	H29.10.1		1,110	1 - 10	11 - 20	21 - 30
	累進	隔月				40	117	138
沼津市	従量	隔月	R6.7.1	10	1,300	11 - 20	21 - 30	31 - 50
	累進	隔月				179	182	188
熱海市	従量	隔月	H21.4.1	10	2,570	11 - 20	21 - 300	301 - 1,000
	累進	毎月				24	134	146
三島市	従量	隔月	R6.4.1	10	1,024	11 - 20	21 - 30	31 - 50
	累進	隔月				118	132	147
富士宮市	従量	隔月	H13.7.1	10	770	10 - 20	20 - 40	40 - 100
	累進	隔月				100	118	130
伊東市	従量	隔月	H25.4.1	10	800	11 - 50	51 - 250	251 -
	累進	隔月				95	96	97
島田市	従量	隔月	H26.4.1		787	1 - 10	11 - 50	51 - 100
	累進	隔月				39	119	127
富士市	従量	隔月	R5.10.1		1,220	1 - 10	11 - 20	21 - 30
	累進	隔月				10	110	125
磐田市	従量	隔月	R5.4.1	8	1,135	9 - 10	11 - 20	21 - 30
	累進	隔月				24	121	126
焼津市	水質使用料	毎月・隔月	R5.7.1	10	1,203	11 - 100	101 - 1,000	1,001
	従量・累進	毎月・隔月				121	142	147
掛川市	従量	隔月	H20.4.1	8	900	9 - 25	26 - 100	101 -
	累進	隔月				140	160	180
藤枝市	従量	隔月	H20.4.1	10	1,000	11 - 30	31 - 50	51 - 100
	累進	隔月				110	120	140
御殿場市	従量	隔月	R6.5.1	10	1,287	11 - 30	31 - 50	51 - 100
	累進	隔月				129	142	154
袋井市	従量	隔月	R4.4.1	8	800	9 - 25	26 - 50	51 -
	累進	隔月				118	145	159
下田市	従量	毎月・隔月	H20.4.1	10	1,000	11 - 20	21 - 50	51 - 100
	累進	毎月・隔月				120	130	140

				下水道使用料 20m ³ /月(参考)	備 考
31 - 50 176	51 - 100 192.5	101 - 200 209		3,055	201～500m ³ : 220円、501～1,000m ³ : 231円、 1,000m ³ 超: 242円 (料金及び実施年月日について、静岡市から提供)
31 - 50 152	51 - 100 164	101 - 200 176		2,948	201～500m ³ 188円、501～1,000m ³ 195円、 1,001～2,000m ³ 203円、2,001～5,000m ³ 208円、 5,000m ³ 超:212円
51 - 100 194	101 - 500 201	501 - 209		3,399	公衆浴場汚水を1/2とする
1,001 - 159				3,091	温泉汚水89円/m ³
51 - 500 164	501 - 182			2,424	
101 - 141				1,947	
				1,925	温泉等汚水 基本料金 50m ³ 850円/月 超過料金 51～500m ³ : 19円/m ³ 501m ³ ～: 20円/m ³
101 - 135				2,680	公衆浴場汚水 55.5円/m ³
31 - 50 135	51 - 100 145	101 - 500 155		2,662	501m ³ ～ 165円
31 - 50 137	51 - 100 149	101 - 158		2,632	公衆浴場 基本料金 20m ³ 619円/月 超過料金21m ³ ～ 19円/m ³
				2,654	公衆浴場汚水 61円/m ³
				2,838	
101 - 500 150	501 - 160			2,310	公衆浴場汚水 60円/m ³
101 - 180				2,835	公衆浴場汚水 39円/m ³
				2,438	
101 - 200 150	201 - 160			2,420	

「令和5年度市町財政の状況（静岡県総務部市町行財政課）」参照により記載

○下水道の使用料（令和7年1月1日現在） つづき

市町名	使用料体系	検針時期 徴収時期	現行料金 実施年月日	基本料金		(m ³ 以上) - (m ³ 以下) 超過料金		
				m ³	円/月			
裾野市	従量	隔月	R3.1.1	10	1,090	10 - 20	21 - 30	31 - 50
	累進	隔月				119	130	140
湖西市	従量	隔月	R1.10.1	8	985	9 - 25	26 - 75	76 - 150
	累進	隔月				135	148	160
伊豆市	従量	隔月	H30.4.1		320	1 - 108		
御前崎市	従量	隔月	R5.4.1	10	850	11 - 25	26 - 50	51 - 100
	累進	隔月				89	120	138
菊川市	従量	隔月	H16.3.24	8	960	9 - 100	101 - 200	201 -
	累進	隔月				120	130	140
伊豆の国市	従量	隔月	R5.4.1	10	1,180	11 - 118		
牧之原市	従量	隔月	H8.4.1	20	2,000	21 - 80		
南伊豆町	従量	隔月	H12.9.28	10	1,000	11 - 50	51 - 200	201 -
	累進	隔月				110	120	130
函南町	従量	隔月	R2.10.1	10	1,050	11 - 105	-	-
清水町	従量	隔月	R1.10.1	10	975	11 - 20	21 - 30	31 - 50
	累進	隔月				135	145	155
長泉町	従量	隔月	R1.10.1	10	700	11 - 20	21 - 30	31 - 100
	累進	隔月				80	90	100
小山町	従量	隔月	R4.12.1	10	1,100	11 - 30	31 - 50	51 - 100
	累進	隔月				110	130	140
吉田町	従量	隔月	R6.4.1		1,100	1 - 10	11 - 113	
森町	従量	隔月	H20.4.1	10	1,000	11 - 40	41 - 100	101 - 200
	累進	隔月				100	110	120

			下水道使用料 20m ³ /月(参考)	備 考
51 - 100 148	101 - 160		2,508	令和3年1月1日使用料改定
151 - 250 172	251 - 185		2,866	公衆浴場汚水 12円/m ³ 臨時使用汚水 185円/m ³
			2,728	営業温泉汚水 60円/m ³
101 - 146			1,914	
			2,640	一時使用汚水 140円/m ³
			2,596	営業温泉汚水 56円/m ³
			2,200	
			2,310	一般家庭の井戸水 1,000円/月
			2,310	
51 - 165			2,550	
101 - 110			1,650	
101 - 160			2,420	
			1,551	公衆浴場汚水 10m ³ 超 56円/m ³ 累進使用料設定
201 - 500 130	501 - 140		2,200	臨時用汚水 140円/m ³

「令和5年度市町財政の状況（静岡県総務部市町行財政課）」参照により記載

水洗化推進のための貸付(助成)制度(令和7年1月1日現在)

「令和5年度市町財政の状況(静岡県総務部市町行財政課)」参照により記載

市町名	制度の概要
静岡市	○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所及び浄化槽便所を水洗便所に改造する費用 限 度 額 : 1件200万円 年 利 : 利子補給 無利子 償 還 期 間 : 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月、48ヶ月、60ヶ月
	○私道共同下水管設置費補助金 対 象 : 私道に共同下水管を設置する費用 補 助 金 : 総工事費に対する市算定額の100%以内(供用開始から3年を経過した場合は90%)
	○生活保護世帯等に対する水洗便所設置費補助金 対 象 : 生活保護世帯等がくみ取り便所(し尿浄化槽)を水洗化する費用 補 助 金 : 補助事業の実施に要する経費の範囲内
浜松市	○水洗便所改造資金あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を撤去する費用 限 度 額 : 100万円 年 利 : 年利 長期プライムレート(4.1%を限度に利子補給) 償 還 期 間 : 36ヶ月
	○水洗便所改造補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所(し尿浄化槽)を水洗化する費用 補 助 金 : 工事に要する費用の額
沼津市	○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を撤去し、公共下水道に接続する工事の費用(新築は除く) 限 度 額 : 1件あたり 5万円以上200万円以下(1万円単位) 年 利 : 長期プライムレート(供用開始から3年以内に工事完了したものは全額利子補給) 償 還 期 間 : 50万円以内 3年 50万円超 5年
熱海市	○公共下水道接続改造資金貸付金 対 象 : くみ取り便所及び浄化槽等並びに排水設備を公共下水道に接続するために要する費用 限 度 額 : 100万円 年 利 : 無利子(市の直貸し) 償 還 期 間 : 50ヶ月以内(元金均等)
	○公共下水道接続改造費助成制度 対 象 : 供用開始3年以内に接続改造し、新たに公共下水道に接続する費用 助 成 額 : 1年目接続 工事費の30%以内 10万円限度又は使用料半額 2年間 2年目接続 工事費の30%以内 5万円限度又は使用料半額 1年間 3年目接続 工事費の30%以内 2万円限度又は使用料半額 半年間
三島市	○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を廃止して公共下水道への接続工事をする費用 限 度 額 : くみ取り便所又は浄化槽1箇所につき40万円以内、一人当たり最高100万円まで 年 利 : 年利 2.0%(うち 利子補給 2.0%) 償 還 期 間 : 12ヶ月、24ヶ月、30ヶ月
	○浄化槽廃止に対する補助金 対 象 : 浄化槽を廃止して公共下水道へ接続するための費用 補 助 金 : 浄化槽1箇所につき5,000円
富士宮市	○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所及び浄化槽便所を改造する費用 限 度 額 : 1件60万円(ただし、1件の工事で便槽または浄化槽の数が2箇所以上ある場合は、1箇所増すごとに20万円を加算し、最高100万円までとする。) 年 利 : 年利 年度当初の長期プライムレート(全額利子補給) ただし、所得1千万円以上の方については、毎年度当初に市長が定める利率とする 償 還 期 間 : 30ヶ月以内
	○生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金 対 象 : くみ取り便所及び浄化槽便所を改造する費用(生活扶助世帯に限る) 補 助 金 : 工事に要する経費の額で、予算の範囲内
伊東市	○水洗便所改造等資金助成(貸付金) 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を撤去、共同施設下水道を布設する費用 限 度 額 : 40万円、50万円、90万円 償 還 期 間 : 50回以内 年 利 : 0%(ただし供用開始後3年を経過したものは1%)
	○水洗便所改造等資金助成(補助金) 対 象 : くみ取り便所の改造又は浄化槽の撤去に係る排水施設工事費用 補 助 金 : 1万円

市町名	制度の概要
島田市	<p>○水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又は排水設備を改造し、公共下水道に接続する工事の費用 限 度 額 : 100万円 年 利 : 1%を超える利子については市が負担 償還期間 : 48ヶ月以内</p>
	<p>○生活扶助世帯に対する水洗便所設置事業費補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所を水洗便所に改造、又は排水設備を改造する費用 補 助 金 : 255千円を限度</p>
	<p>○公共下水道接続工事費補助金 対 象 合併処理浄化槽を廃止して公共下水道へ接続するために要する費用 (ただし、当該浄化槽が市補助金を受けて設置したものである場合を除く) 補 助 金 限度額20万円</p>
富士市	<p>○水洗便所改造資金融資あっせん 対 象 : くみ取り便所(し尿浄化槽を含む)を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する工事費用 限 度 額 : 1件100万円 年 利 : 新年度直前の長期プライムレート(市が全額利子補給) 償還期間 : 50万円までは36ヶ月以内、100万円までは60ヶ月以内</p>
	<p>○公会堂排水設備接続工事費補助金 対 象 : 公会堂等で下水道に接続するために改造する費用 補 助 金 : 総工事費の50%</p>
磐田市	<p>○水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所及び浄化槽便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する排水設備の設置工事に要する費用 限 度 額 : 1件100万円 年 利 : 長期プライムレート(市が全額利子補給) 償還期間 : 36ヵ月以内</p>
	<p>○私道共同排水設備設置事業費補助金 対 象 : 私道に共同排水設備を設置する費用 補 助 額 : 位置指定道路10/10以内、その他私道 1/2以内</p>
	<p>○生活扶助世帯水洗便所等改造費補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所(し尿浄化槽便所を含む)を水洗便所に改造し、下水道に接続するための費用 補 助 額 : 費用の10/10以内</p>
焼津市	<p>○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所(し尿浄化槽を含む)を水洗便所に改造するために要する費用 限 度 額 : 100万円 年 利 : 長期プライムレート(市が全額利子補給) 償還期間 : 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月、48ヶ月、60ヶ月</p>
	<p>○水洗便所改造補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所(し尿浄化槽)を水洗化する費用 補 助 金 : 改造に要する経費で、225千円を限度とする。</p>
掛川市	<p>○宅内排水設備工事資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所(し尿浄化槽を含む)を水洗便所に改造するために要する費用及び下水道に接続する排水設備に要する費用 限 度 額 : 100万円 年 利 : 長期プライムレート(個人1%、残りを市が利子補給・上限3%) 償還期間 : 48ヶ月以内</p>
	<p>○コミュニティ施設改善事業補助金 対 象 : 公会堂で下水道に接続するために改造する費用 補 助 額 : 工事費の1/3以内かつ上限30万円</p>
	<p>○浄化槽雨水貯留施設転用費補助金 対 象 : 下水道に切り替えることにより不用となる浄化槽を雨水貯留施設として再利用するための改造費用 補 助 額 : 改造工事費の1/2で75千円が上限額</p>
藤枝市	<p>○水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : 処理区域内のくみ取り便所(し尿浄化槽を含む)を水洗便所(排水設備を含む)に改造する資金 限 度 額 : 100万円 年 利 : 長期プライムレート(市が全額利子補給) 償還期間 : 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月、48ヶ月、60ヶ月</p>
	<p>○水洗便所等改造補助金 対 象 : 生活扶助世帯の所有にかかる処理区域内の建築物に設けられているくみ取り便所(し尿浄化槽含む)を水洗便所(排水設備含む)に改造する費用 補 助 金 : 工事に要する費用の額</p>
御殿場市	<p>○水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給(法人を除く) 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿処理層を廃止し公共下水道に接続する費用(供用開始日から3年以内に限る) 限 度 額 : 便器1個、60万円以内。便器が一個増えるごとに20万円を加算。最高限度額200万円 年 利 : 無利子(市が全額利子補給) 償還期間 : 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月</p>

市町名	制度の概要
袋井市	○宅内排水設備工事資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造並びに浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事の費用 限 度 額 : 1件当たり5万円以上100万円以内 年 利 : 4月1日現在の長期プライムレート(内1/2を市が利子補給する) 償 還 期 間 : 5年以内(50万円以内は3年)
	○浄化槽雨水貯留施設転用工事費補助金 対 象 : 下水道に切り替えることにより不用となる浄化槽を雨水貯留施設として再利用するための改造費用 補 助 額 : 改造工事費の1/2で、80千円が上限額(1,000円未満切捨)
下田市	○水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所(し尿浄化槽設置便所)を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を撤去する費用(供用開始日から3年以内) 限 度 額 : 既設の便所1カ所40万円、2カ所目から20万円/箇所、限度100万円 年 利 : 全額利子補給 償 還 期 間 : 36ヶ月以内
	○生活扶助世帯に対する水洗便所等改造費補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所(し尿浄化槽)を水洗化する費用
	○公共下水道接続改造費助成制度 対 象 : 供用開始日から3年以内に接続改造を完了させ、使用開始の届出をしたもの(新築、法人は除く) 補 助 額 : 接続費用の額(上限20万円)
裾野市	○水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給 対 象 : くみ取り便所及び浄化槽便所を下水道に接続する費用 限 度 額 : 1件5万円以上100万円以内 年 利 : 市と金融機関が定めた利率 償 還 期 間 : 5年以内(50万円以内は3年以内)
湖西市	○水洗便所改造資金貸付あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所若しくは浄化槽便所を水洗便所に改造し、又は排水設備を改造し公共下水道に接続する工事 限 度 額 : 1件10万円以上100万円以内 年 利 : 貸付日の属する年度の4月1日現在の長期プライムレート(内2%までを市が利子補給する) 償 還 期 間 : 36ヶ月以内
	○水洗便所改造費補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所(し尿浄化槽便所を含む。)を水洗便所に改造する費用 補 助 金 : 改造工事費の1/2で、25万円を限度
	○浄化槽雨水貯留施設転用費補助金 対 象 : 下水道に切り替えることにより不用となる浄化槽を雨水貯留施設として再利用するための改造費用 補 助 金 : 改造工事費の1/2で、75千円が上限額
伊豆市 (旧修善寺町)	○水洗便所改造資金融資あっせん利子補給 対 象 : くみ取り便所若しくは浄化槽便所を公共下水道に接続する費用 限 度 額 : 20~100万円 年 利 : 市長が指定する金融機関と契約した利率(3.0%まで市利子補給) 償 還 期 間 : 60ヶ月以内
伊豆市 (旧土肥町)	○水洗便所改造資金融資あっせん利子補給 対 象 : くみ取り便所若しくは浄化槽便所を公共下水道に接続する費用 限 度 額 : 20~100万円 年 利 : 市長が指定する金融機関と契約した利率(3.0%まで市利子補給) 償 還 期 間 : 60ヶ月以内
伊豆市 (旧天城湯ヶ島町)	○水洗便所改造及び排水施設設置接続資金貸与 対 象 : くみ取り便所及び浄化槽便所を公共下水道に接続する費用 限 度 額 : 30~1,000万円以内 年 利 : 年利 0% 償 還 期 間 : 60ヶ月以内
伊豆市 (旧中伊豆町)	○下水道排水施設設置資金貸付 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する排水設備に要する費用 限 度 額 : なし 年 利 : 無利子 償 還 期 間 : 年2回 最高20回まで
御前崎市	○私道に係る下水道及び施設の設置の市費施工 対 象 : 下水道を利用する独立した家屋が2戸以上ある場合の私道への下水道管の設置費用(条件を満たしているもの)

市町名	制度の概要
菊川市	○下水道接続工事資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : 排水設備の設置及びくみ取り便所の水洗便所への改造又は浄化槽の廃止に要する費用 限 度 額 : 5~100万円(1万円単位) 年 利 : 4月1日現在の長期プライムレート(うち利子補給1/2 上限年3%) 償還期間: 36ヶ月以内
	○下水道接続工事費補助金 対 象 : 排水設備の設置及びくみ取り便所の水洗便所への改造又は浄化槽の廃止に要する費用 (ただし、供用開始の日から2年以内に工事を完了する者) 補 助 金 : (下水道接続工事費-30万円)×1/4(限度額10万円)
伊豆の国市	○生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所(し尿浄化槽)を水洗化する費用 補 助 金 : 限度額192千円
南伊豆町	○住宅リフォーム振興事業補助金(補助メニューに追加) 対 象 : 公共下水道へ接続するための排水設備、取付管の工事に要する費用 補 助 金 : 改修工事費10~100万円未満は工事費の20%、100万円以上は20万円
函南町	○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を廃止し公共下水道に接続する費用 限 度 額 : 100万円 年 利 : 町と金融機関が契約した利率 償還期間: 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月、48ヶ月、60ヶ月
	○生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所(し尿浄化槽)を水洗化する費用 補 助 金 : 工事に要する費用の額
清水町	○水洗便所改造資金融資あっせん利子補給 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を廃止し公共下水道に接続する費用 限 度 額 : 10万円以上100万円 年 利 : 無利子(町が全額利子補給) 償還期間: 36ヶ月以内
	○水洗便所改造工事費補助金 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を廃止し公共下水道に接続する費用で、融資あっせんを受けないもの 補 助 金 : 費用の6%で3万円を限度とする
	○生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所(し尿浄化槽)を水洗化する費用
長泉町	○水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : くみ取り便所(し尿浄化槽便所を含む)を水洗便所に改造し、公共下水道に接続する排水設備工事に要する費用 限 度 額 : 1件につき50万円以上100万円以内 年 利 : 取扱金融機関との協議による(うち町利子補給 6ヶ月以内 全額、6ヶ月超~3年以内 利率の50%) 償還期間: 50万円以下3年以内、50万円超5年以内
	○生活扶助世帯に対する水洗便所設置費補助金 対 象 : 生活扶助世帯がくみ取り便所を水洗便所に改造し、排水設備を設置する工事に要する費用 補 助 金 : 工事に要する費用の額
小山町	○水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給(法人は除く) 対 象 : くみ取り便所を水洗便所に改造又はし尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する費用 限 度 額 : 便器1個につき60万円以内、1個増えるごとに20万円加算、最高限度額200万円 年 利 : 無利子(町が全額利子補給) 償還期間: 12ヶ月、24ヶ月、36ヶ月
吉田町	○排水設備工事資金融資あっせん 対 象 : 公共下水道に接続するための排水設備工事に伴う費用 限 度 額 : 10万以上100万円以内 年 利 : 年度当初の長期プライムレート 償還期間: 60ヶ月以内
森町	○宅内排水設備工事資金融資あっせん及び利子補給 対 象 : 公共下水道に接続するために行う宅内排水設備工事の施工に要する費用 限 度 額 : 1件 5万円~100万円 年 利 : 当該年度4月1日現在の長期プライムレート(うち、その1/2を町が利子補給) 償還期間: 36ヶ月以内

4-5 下水汚泥の処理状況

令和6年度実績

市町等	処理水量 (千m ³ /年)	発生下水汚 泥量 (脱水ケー キ換算) (m ³ /年)	汚泥有効利用量(脱水ケーキ換算)				埋立 処分量 (m ³ /年)
			セメント (m ³ /年)	建設資材 (m ³ /年)	肥料化 (m ³ /年)	炭化物 (m ³ /年)	
(流域名)							
狩野川東部	11,473	5,927	0	1,412	4,515	0	0
狩野川西部	20,285	13,267	3,442	0	9,825	0	0
流域計	31,758	19,193	3,442	1,412	14,339	0	0
(市町名)							
静岡市	146,762	53,641	24,349	0	14,067	15,226	0
浜松市	95,635	51,914	24,879	982	25,738	0	315
沼津市	17,404	2,999	1,500	0	1,499	0	0
熱海市	6,151	2,035	0	2,035	0	0	0
三島市	9,525	3,557	0	266	3,291	0	0
富士宮市	9,929	6,525	2,104	1,006	3,415	0	0
伊東市	10,106	44	44	0	0	0	0
島田市	1,079	928	0	32	896	0	0
富士市	27,579	7,493	1,959	3,178	2,356	0	0
磐田市	14,818	1,370	588	278	504	0	0
焼津市	4,057	2,084	961	0	1,123	0	0
掛川市	4,100	3,735	1,038	0	2,697	0	0
藤枝市	7,769	4,115	577	0	3,538	0	0
御殿場市	3,523	2,091	0	2,091	0	0	0
袋井市	4,176	3,508	0	2,694	814	0	0
下田市	1,252	376	0	19	357	0	0
湖西市	2,368	1,769	0	0	1,769	0	0
伊豆市	1,632	291	0	0	291	0	0
御前崎市	1,501	963	0	0	963	0	0
菊川市	1,291	1,429	0	0	1,429	0	0
南伊豆町	385	145	145	0	0	0	0
小山町	563	278	0	278	0	0	0
吉田町	1,030	479	0	0	479	0	0
森町	424	134	134	0	0	0	0
市町計	373,058	151,904	58,278	12,859	65,225	15,226	315
県合計	404,816	171,097	61,721	14,271	79,565	15,226	315
			36.1%	8.4%	46.6%	8.9%	
			170,782				

処理形態	処理量	割合
有効利用	170,782	99.8%
埋立処分	315	0.2%
計	171,097	100.0%

※単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しないことがあります。

4-6 流域下水道の維持管理

(1) 流域下水道維持管理負担金

流域下水道の維持管理に要する経費は、各処理区独立採算を原則とし、当該流域下水道を使用する市・町が受益の割合（流入水量）に応じて負担することとしています。

負担金の対象とする経費は、維持管理費の全てと、資本費（起債償還金及び利子）であり、流入水量、維持管理経費、建設計画などを予測した上で10年間で収支が均衡するよう、関係する市・町と協議のうえ負担金単価を決定しています。負担金額の算定は、原則として計画水量を流入水量とみなす「責任水量制」と、実流入水量が計画水量を上回った分については、負担金単価に流入水量を掛けた「従量制」を併用しています。なお、負担金単価は、概ね5年毎に見直しを行っています。

●流域下水道維持管理負担金設定状況

流域下水道名	関係市町	財政計画期間	負担金単価(円/m ³)					
			R4	R5	R6	R7	R8	R9
狩野川流域下水道 (東部処理区)	伊豆市、伊豆の国市、 函南町	令和2年～令和11年 (第4期：10年間)	89	89	89	88	88	88
狩野川流域下水道 (西部処理区)	沼津市、三島市、裾野市、 清水町、長泉町	平成28年～令和5年 (第3期：8年間) 令和6年～令和11年 (第4期：6年間)	90	90	84	85	86	87

(2) 維持管理の状況

施設の維持管理については、沼津土木事務所で行っています。

各処理場における処理水量、汚泥処分量、維持管理費の推移は、次のとおりです。

ア 処理水量

単位:千m³/年

流域下水道名 処理場の名称	供用開始	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
狩野川流域下水道(東部処理区) 狩野川東部浄化センター	昭和60年	11,640	11,449	11,223	11,215	11,243	11,473
狩野川流域下水道(西部処理区) 狩野川西部浄化センター	平成6年	20,295	20,666	20,191	19,894	20,176	20,285
計		31,935	32,115	31,414	31,109	31,419	31,758

イ 汚泥処分量（脱水ケーキ搬出量）

単位: t /年

流域下水道名 処理場の名称	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
狩野川流域下水道(東部処理区) 狩野川東部浄化センター	5,696.8	5,713.5	5,728.6	5,859.3	5,737.2	5,926.6
狩野川流域下水道(西部処理区) 狩野川西部浄化センター	13,120.0	13,083.6	13,173.6	13,022.9	13,058.7	13,267.2
計	18,816.8	18,797.1	18,902.2	18,882.2	18,795.9	19,193.8

ウ 維持管理費

単位:百万円/年

流域下水道名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
狩野川流域下水道(東部処理区)	708	725	748	618	618	638
狩野川流域下水道(西部処理区)	1,142	1,171	1,239	1,072	929	936
計	1,850	1,896	1,987	1,690	1,547	1,575

※ 静岡県流域下水道 維持管理年報 (R6年度版)

